

生物多様性(農林水産業における生物多様性の認識)

生物多様性とは、種の内部に含まれている遺伝的な多様性、生物の基本的単位である種の多様性、個々の種の生息基盤である生態系の多様性、という3つのレベルで認識(生物多様性条約)。

森林、農地などにおいて農林水産業が持続的に営まれることにより、種の多様性や生態系の多様性が維持されるとともに、多様な遺伝資源を保護・活用し、新品種の開発など農林水産業の発展に寄与。

農林水産業と生物多様性

- 農林水産業は、人類の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動。
- 我が国においては、自然に手を加えつつ、国土の大半において、森林や水田、畑など多様な土地利用による農林水産業の活動が長期的・安定的に展開。これにより、日本の風土にあった形で、人々にとっての身近な自然である二次的自然が形成・維持され、多様な生物が生息・生育する環境となり、人々と共存。
- また、農林水産業は、健全な土壌や水などによって育まれる様々な動植物の営みの上に成り立ち、人々に多くの恩恵を与え、同時に、農林水産業を営む人々の生活する場として、幅広い動植物と共存する豊かな農山漁村を形成。

最近の問題

- 農林水産業は近年、過度の化学物質の使用やライフスタイルの変化、従事者の減少などによる農林水産業の活動の低下などにより、人と生物の間に様々な問題が発生。

目指す方向

農林水産業の場で命を育てている生き物にやさしいまなざしを送ること、即ち生物多様性を維持するように持続可能な農林水産業を進めていくことが必要。

- 国民・消費者に安全で良質な食料、木材、水産物及び生物多様性豊かな自然環境を提供。
- 地球環境の保全に貢献。